

令和6年度採用力向上支援事業業務委託 仕様書

1 事業目的

三重県では、人口減少、少子高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業の労働力不足が深刻化している。特に、採用活動の進め方や広報の手段について、自社の強みや特性を採用活動時に十分に活かしてきれていない県内企業が多く、求職者の県内就職につながりにくい状況である。

このため、採用活動等の課題を個々に分析し、企業の特性や状況に応じた効果的な課題解決の手法を提供することにより、県内企業の採用力向上と若年求職者から選ばれる県内企業の増加につなげていく。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月26日（水）まで

3 事業内容

(1) 採用力向上に関するアドバイザー派遣業務

採用広報等に課題を抱える県内企業にアドバイザーを派遣し、企業の課題に応じた助言指導等を行うとともに、課題の解決にむけて活用できる施策等を提案することで、県内企業の採用力向上を図る。

① 派遣対象企業

アドバイザーの派遣を希望する県内企業であり、新規学卒者等の採用予定がある企業。かつ、取組成果を(3)に記載する成果報告会で発信することに協力できる企業とし、派遣企業数は15社以上とする。うち4社は(2)に記載する合同企業説明会への出展を希望する企業とすること。

② 派遣場所・方法

原則アドバイザーが派遣対象企業に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合は、WEB会議システム等を利用して、遠隔での実施も可とする。なお、WEB会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

③ 企業選定

アドバイザーを派遣する県内企業を選定するため、広く本事業の周知を図ること。周知の方法については、県と協議のうえ実施すること。なお、企業の選定にあたっては、県と協議すること。

④ 内容

以下の内容を網羅し、県と協議のうえ派遣先を決定すること。(ア)から(エ)まで実施するにあたり、原則2回以上の面談を行うこと。

(ア) 課題の確認、掘り起こし

派遣対象企業において、採用広報における課題、および採用活動を効果的に進めるうえでの課題の掘り起こしを図る。

(イ) 助言指導

派遣対象企業が抱える課題等を把握したうえで、課題の解決にむけた助言指導を行う。

(ウ) 施策の提案

採用活動や人材育成等の労働力不足にかかる国や当県の施策の活用を提案する

こと。

(エ) 進捗状況の検証

取組の進捗状況を管理・検証することにより、より効果的な、継続性をもった取組につなげる。

⑤ アドバイザーの要件

派遣するアドバイザーは、以下の要件を満たす者とする。

- ・企業の採用力向上に関する知識があり、企業が抱える課題に対して助言・指導ができる人物であること。
- ・活用できる地方公共団体等の支援策について熟知しており、企業が抱える課題を的確に把握したうえで、支援にむけた提案ができる人物であること。

(2) 合同企業説明会への出展支援

アドバイザーを派遣する企業のうち、合同企業説明会に出展することで、事業効果を高めることを希望する企業を対象に、県外で開催される合同企業説明会への出展の支援を行う。

① 支援対象企業

アドバイザーを派遣する企業のうち、出展費用などの条件について了解し、応募時点で合同企業説明会への出展を希望する4社。なお、出展を希望する企業が多数であった場合は、県と協議して決定すること。

② 出展時期

事業の効果を高められる時期を検討し、県と協議して決定すること。

③ 出展費用及び手続き

契約額から支払うこととするが、出展にかかる現地までの交通費、装飾等のオプション料金については、出展企業が支払うこと。出展にあたり、契約後に出展が可能な合同企業説明会に出展できるように、必要な手続きを進めること。

④ 出展支援する合同企業説明会

- ・名古屋圏と大阪圏で開催される合同企業説明会への出展を支援すること。出展する企業は、それぞれ2社ずつとすること。
- ・合同企業説明会は新規学卒者等を対象としたものとする。

(3) 成果報告会の開催

取組の成果報告会を開催し、派遣対象企業（合同企業説明会の出展企業を含む）による取組内容や得られた成果、感じた課題等の発表を行うとともに、派遣対象企業の取組に対しアドバイザーが講評・助言等を行う。

① 対象者

派遣対象企業のほか、採用広報等に課題を抱える県内企業、県内商工団体等を含めることで、成果の横展開を図ること。

② 開催回数

1回以上開催する。なお、開催時期については、県と協議して決定すること。

③ 開催方法等

- ・県と協議のうえ、有効な方法で実施できると県が認めた場合は、WEB会議システムを利用した遠隔での実施も可能とする。
- ・開催に必要なとなる機材は受託者の責任により準備するものとする。
- ・WEB会議システムを利用した実施方法とする場合は、派遣対象企業など参加者の環境等について、受託者の責任において確保すること。

④ 開催場所（会場で開催する場合）

開催場所は三重県内とし、県と協議して決定すること。

⑤ 規模等

採用広報等に課題を抱える県内企業などへ広く周知して、参加者を募ること。なお、参加者は50名程度とすること。

⑥内容

以下の内容を網羅し、県と協議のうえ決定すること。

- (ア) 派遣対象企業のうち複数社が、自社の取組内容や進捗状況等について発表する。取り組んだ上での課題やその解決策について、参加者間で情報共有するとともに、アドバイザーが、各発表について講評や今後に向けての助言を行うこと。
- (イ) 意見交換等の方法により、派遣対象企業及び参加企業等が、交流し、学び合う機会を設定すること。
- (ウ) 参加企業等に対し、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。

(4) その他

(1)～(3)の事業全体を円滑に進めるため、参加企業やアドバイザーとの連絡・調整等を行うコーディネーターを配置すること。

4 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出すること。

5 委託料の支払い

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 障がいと理由とする差別の解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (2) その他関係法令の順守
受託者は、その他関係法令を順守すること。
- (3) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

③発注所属に報告すること。

④契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後におい

て、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をする

ことができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。